

# 宮内庁節電実行計画

平成23年6月23日

宮内庁

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定）に基づき、宮内庁が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を次のとおり定める。

## 1 実施期間・時間帯

- (1) 本実行計画の実施期間・時間帯は、平成23年7月1日から同年9月30日までの平日午前9時から午後8時までとする。
- (2) 本実行計画に掲げる節電対策の効果を実証するため、必要に応じ、実施期間前に試行を行うこととする。

## 2 対象設備及び目標

- (1) 本実行計画の対象とする需要設備は、東京電力管内に所在する宮内庁所管の設備（注1）であり、その内訳は次のとおりである。

契約電力500kW以上の需要設備（区分A）

皇居内（宮殿，御所，庁舎ほか）

契約電力50kW以上500kW未満の需要設備（区分B）

東宮御所及び御料牧場

契約電力50kW未満又は電灯契約の需要設備（区分C）

埼玉鴨場（注2），新浜鴨場，多摩陵墓監区事務所及び豊島岡参集所

（注1）東京電力管内及び東北電力管内に所在する宮内庁所管の需要設備のうち、上記～に掲げた設備以外の次の設備は、本実行計画の対象としていない。ただし、これらの設備においても、夏期の電力需給対策の趣旨を踏まえ、節電に努めるものとする。

- ・ 住居としての機能を主とする設備
- ・ 使用電力量が極めて小さい設備
- ・ 安全確保の上で必要な設備

（注2）電気の需給契約上、3つの設備に分かれているが、共同で節電に取り組む。

(2) 節電に係る目標は、次のとおりとする。

区分Aの需要設備

実施期間・時間帯における使用最大電力を、基準電力値(kW)(注3)に比して、20%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、実施期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

(注3) 実施期間における契約電力(kW)の値とする。

区分Bの需要設備

各需要設備ごとに、実施期間・時間帯における使用最大電力を、基準電力値(kW)(注4)に比して、15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、実施期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

(注4) 昨年7～9月における使用最大電力(kW)の値とする。

区分Cの需要設備

各需要設備ごとに、実施期間における月間使用電力量を、昨年の同期間における最大の月間使用電力量(kWh)に比して、15%以上抑制する。

### 3 節電に係る具体的取組

宮内庁の所管する各需要設備においては、照明・コンセント電力、冷房その他の電力使用を抑制する等の工夫により、各々の目標の達成を目指す。具体的な取組は次のとおりである。

#### (1) 照明・コンセント電力に係る節電

日中の時間帯に限り外光の利用を図り、庁内全域(事務室、廊下・階段及びトイレ等)について照明を大幅に削減

白熱電球の原則使用停止(代替品のない場合を除く)

使用していないOA機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減

パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スタンバイ機能の活用

プリンタ、コピー機、FAX、テレビ、録画機器等の稼働台数の削減

執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化

電気ポット、コーヒーメーカー等の原則使用停止

エレベーターの利用を極力控え(利用時間の制限も設定)、階段利用を促進

暖房便座及び温水洗浄便座の停止

冷水器の停止

自動販売機の照明停止及び稼働台数削減

需要設備内の他組織への節電の協力要請

その他(契約更新時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用等)

## (2) 空調に係る節電

次の取組を行いつつ、使用最大電力の上限を超えない範囲で空調を稼働させる。

冷房中の室温を原則28度とすることの徹底

ブラインドの適切な調整

節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）

換気風量の適正化

サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定

熱中症の予防や対策の周知

## (3) 業務の実施方法の工夫等による節電

業務の性質に応じ、次のような取組の検討を行い、実施可能なものから着手する。

行事等の実施場所及び実施時間の変更

展示施設の開館時間等の縮小（近隣にある美術館等の開館状況等も参考にして検討を行う）

超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）

年次休暇・夏期休暇の取得や、休暇時期の分散化を強力に推進

節電実施時間外への業務シフト等

## (4) 節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等について検討を行い、実施可能なものから着手する。

## (5) 電力使用状況の職員への周知

当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」を推進する。

## 4 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、次の進捗管理を実施する。

(1) 各需要設備において進捗管理を実施するため、各需要設備に節電担当責任者を置くとともに、職員の節電意識の向上を図る。

(2) 本実行計画の円滑な推進を図るため、宮内庁に、審議官を長とし、節電担当責任者等をもって構成する節電連絡調整会議を置く。

(3) 実施期間終了後、節電実績を取りまとめ、区分A、区分B及び区分Cごとの目標達成率（目標達成した需要設備の数 / 目標を掲げた需要設備の数）を公表する。